

議案第38号

世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料等の額を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4 附帯設備の部舞台器具の項中「7,000円」を「9,100円」に改め、同部音響器具の項中「1式」を「一式」に、「3,000円」を「3,900円」に改め、同部照明器具の項中「2,500円」を「3,250円」に改め、同部楽器の項中「4,500円」を「5,850円」に改め、同部映写器具の項中「1式」を「一式」に、「6,000円」を「7,800円」に、「1,500円」を「1,950円」に改め、同表その他の設備の部電気設備（ホールに限る。）の項中「150円」を「190円」に改め、同部浴室の項中「1,500円」を「1,950円」に改める。

別表第4の3 附帯設備の部舞台器具の項中「7,000円」を「9,100円」に改め、同部音響器具の項中「1式」を「一式」に、「3,000円」を「3,900円」に改め、同部照明器具の項中「2,500円」を「3,250円」に改め、同部ピアノの項中「ピアノ」を「楽器」に、「1台」を「1台又は一式」に、「4,500円」を「5,850円」に改め、同部映写器具の項中「1式」を「一式」に、「6,000円」を「7,800円」に、「1,500円」を「1,950円」に改め、同表その他の設備の部電気設備（ホールに限る。）の項中「150円」を「190円」に改める。

第2条 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和5年12月世田谷区条例第68号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項の改正規定を次のように改める。

第20条第1項中「、世田谷区立玉川区民会館」を「、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館」に改める。

別表第3 世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る改正規定を次のように改める。

別表第3 備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田谷区立 世田谷区民 会館	ホール	74,800円	89,690円	112,400円	134,730円	187,210円	224,610円	299,610円	359,340円
	集会室A	9,190円	11,020円	13,830円	16,550円	23,030円	27,600円	36,860円	44,150円
	集会室B	5,420円	6,510円	8,170円	9,770円	13,600円	16,300円	21,770円	26,070円
	練習室A	4,350円	5,220円	6,550円	7,830円	10,900円	13,060円	17,450円	20,890円
	練習室B	2,550円	3,070円	3,840円	4,610円	6,410円	7,680円	10,250円	12,290円
世田谷区立 烏山区民会 館	ホール	32,020円	38,390円	48,110円	57,680円	80,140円	96,080円	128,250円	153,760円
	集会室	7,590円	9,100円	11,530円	13,810円	19,120円	22,910円	30,650円	36,720円

別表第4の2世田谷区立玉川区民会館の部の次に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第4の2備考以外の部分を次のように改める。

別表第4の2（第20条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間				全日			
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで（備考第1号の規定により使用時間の単位を定めた施設は、正午から午後5時30分まで）		午後5時30分から午後10時まで		午後5時30分から午後11時まで		午前9時から午後10時まで		午前9時から午後11時まで	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田谷区立世田谷区民会館別館	第1集会室	12,630円	15,010円	19,120円	22,830円	31,790円	38,060円	37,950円	45,360円	50,910円	60,890円	57,070円	68,190円
	第2集会室	4,800円	5,690円	7,260円	8,660円	12,060円	14,400円	14,400円	17,210円	19,320円	23,100円	21,660円	25,870円
	第3集会室	3,970円	4,710円	6,010円	7,180円	9,990円	11,960円	11,920円	14,250円	16,000円	19,140円	17,930円	21,430円
	第4集会室	5,560円	6,600円	8,410円	10,060円	14,000円	16,760円	16,710円	19,990円	22,410円	26,820円	25,120円	30,050円
世田谷区立北沢区民会館	ホール	プロセニウム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台（以下「通常舞台」という。）を設定する場合又は舞台を設定しない場合											
		39,220円	47,020円	58,920円	70,640円	98,150円	117,660円			157,070円	188,300円		
	ホール	通常舞台以外の舞台を設定する場合											
		50,930円	60,970円	76,580円	91,830円	127,510円	152,800円			204,090円	244,630円		
	第1集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第2集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第3集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第4集会室	9,290円	11,150円	14,110円	16,910円	23,410円	28,060円			37,520円	44,970円		

世田谷区立 北沢区民会 館別館	集会室	11,700円	13,930円	17,650円	21,190円	29,360円	35,120円			47,010円	56,310円		
世田谷区立 玉川区民会 館	ホール	39,910円	47,890円	60,060円	72,070円	99,840円	119,800円			159,900円	191,870円		
	第1集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第2集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第3集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第4集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第5集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
世田谷区立 玉川区民会 館別館	集会室	8,220円	9,860円	12,320円	14,800円	20,550円	24,660円			32,870円	39,460円		
世田谷区立 砧区民会館	ホール	39,220円	47,020円	58,920円	70,640円	98,150円	117,660円			157,070円	188,300円		
	集会室A	2,600円	2,960円	3,900円	4,640円	6,500円	7,800円			10,400円	12,440円		
	集会室B	2,600円	2,960円	3,900円	4,640円	6,500円	7,800円			10,400円	12,440円		
	集会室C	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	集会室D	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	集会室E	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		

附則に次の２項を加える。

4 この条例による改正後の別表第３及び別表第４の２の規定は、令和７年１０月１日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

5 施行日前に、令和７年１０月１日以後の世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用に係る使用料を納付した者は、この条例による改正後の別表第３世田谷区立世田谷区民会館の部に規定する額の当該使用料を納付した者とみなす。

附 則

1 この条例中第１条及び次項の規定は令和７年４月１日から、第２条の規定は公布の日から施行する。

2 第１条の規定による改正後の別表第４及び別表第４の３の規定は、令和７年１０月１日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。